



ジェネリック利用促進のご案内

【別添1】



「ジェネリック利用促進のご案内」は、現在使用されている新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の削減額が1,000円以上となる方を対象にお送りしています。

※令和6年10月～令和7年9月の調剤報酬明細書より、お知らせしています。

令和6年10月から、長期収載品（ジェネリック医薬品がある先発医薬品で発売から長期間経過したもの）を個人の判断で使用する場合、選定療養として特別な費用負担が発生しています。

(ジェネリック医薬品とは)

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を含み、効き目が同等であると厚生労働省が認めている医薬品です。厚生労働省では令和6年9月に「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」を策定し取り組みを進めています。

(ジェネリック医薬品はたいへんおトク！)

新薬に比べて研究開発費が大幅に少ないため、3割から5割程度、新薬より安くなる場合が多くなっています。慢性的な病気で、長期間処方薬を服用する場合は、**ジェネリック医薬品**にすることで大きく本人負担の薬代も減らすことができます。

※すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。

(ジェネリック医薬品は、どうしたら使えるの？)

① まず、医師に相談	ジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう。
② 次に、薬剤師に相談	診察時、医師に相談できなくとも処方箋に【変更不可】の指示がなければ、薬局でも変更可能です。

医療機関や薬局では、カードや口頭で意思表示できます。



1日1錠365日服用した場合の自己負担額（3割負担の場合）

ジェネリック医薬品の安いタイプと高いタイプ、新薬の費用を比較したもの



お試し調剤

最初の短期間（1週間など）だけ、ジェネリック医薬品をもらって服用し、特に問題がなければ残りの分もジェネリック医薬品をもらうしくみです。

もし、合わないようなら、ほかのジェネリック医薬品や新薬に変えることもできます。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、ご家庭のお薬代の節約だけではなく、みなさまの納めた健康保険料の中から支払われる医療費（健保負担額）の削減にもなります。

さらには、国の医療費削減にもつながる事業となります。是非、ご検討ください！

「ジェネリック利用促進のご案内」の見方

「あなたのお薬代」とは？

【例えば、●●太郎さんの場合】



4,532円-1,767円=2,765円から、12ヶ月間のお薬代は**最大で2,765円安くなります。**

※上記はお薬代のみの金額で、調剤料や加算料は含まれておりません。

※「あなたのお薬代」には、公費等で助成を受けた場合はその金額も含まれます。

「ジェネリック医薬品の提供実績」とは？

提供実績（上記の場合）

- ・ 全てあり : 最安値のジェネリック医薬品(1)～(4)を全て提供した実績がある
 - ・ (1)(2)(3) : " (1)～(3)までを提供した実績がある

※提供実績が空欄の場合でも、広く使われているジェネリック医薬品等を提供している場合がありますので、ご注意ください。